

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会
権利制限の一般規定ワーキングチーム
報告書 概要

平成22年1月

1 はじめに

- 本WTは、平成21年9月18日の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会の決定により設置（座長は土肥一史一橋大学大学院教授・法制問題小委員会主査）。
- 本WTの主な任務は、法制問題小委員会での議論が円滑に進むよう、「議論のためのたたき台」を作成すること。
⇒課題に対する結論は記述していない。
- 検討は原則として法制問題小委員会で決定された検討事項に沿って実施。
- 関連する検討事項間の意見の調整やそれに基づく記述の修正は行っていない。

2 権利制限の一般規定を導入する必要性について ①

(1) 導入の必要性

- 法制問題小委員会におけるヒアリング結果を分析した結果、形式的権利侵害による萎縮効果や新規ビジネスへの萎縮効果等を問題点とする意見がある一方、特段問題点はないとの意見等があり、利用者側と権利者側とで意見の隔たりが大きい。
- W Tとして結論は出していないが、立法的対応が必要であると判断するためには、導入を根拠付ける立法事実があるのかという点につき充分検討すべき。

(2) 関連する課題の検討

個別規定の解釈等による対応について

- 裁判実務においては、個別規定の解釈上の工夫や民法の一般規定の活用により、事案に応じた妥当な解決を図られており、個別規定が厳格解釈されているとは評価できない。

個別規定の改正等に時間がかかるとの指摘について

- 個別規定の改正に要する審議期間と主な裁判例の最高裁判決までの審理期間に特段の差はなく、個別規定の改正に時間がかかるとの問題点をもって、一般規定の必要性を導くことはできない。

一般規定の導入により、居直り侵害者が蔓延する等の指摘について

- 訴訟の現状や米国の例からは、一般規定が主張される事件は、全体の割合から見れば少ないだろうとの意見等があった。また、専門家から導入の影響を事前に検証するのは困難との意見があった。

2 権利制限の一般規定を導入する必要性について ②

一般規定の導入により大きな経済的效果が産まれるという指摘について

- 米国CCIAの報告書は、個別規定も含めた全ての権利制限規定をもって「フェアユース」としており、フェアユース規定（米国法107条）による経済的効果を示すものではない。
⇒同報告書のみをもって一般規定による経済効果は確認できない。

比較法的観点からの検討

- 諸外国地域への照会の結果、米国型フェアユース規定を導入していない国で、現在政府レベルで導入を検討している国はなかった。

法社会学的見地からの検討

- 専門家より、(i)訴訟を好み国民性から一般規定は有効に機能しないとの指摘に関し、当該指摘は批判も多く必ずしも支配的見解ではないこと、(ii)判例の蓄積がないままの一般規定の導入は、社会的混乱をまねくとの指摘に関し、一般規定の導入が必要というのであれば、ある程度の混乱は導入当初のコストとして受け入れるべきであること等の意見を聴取。

憲法学的見地からの検討

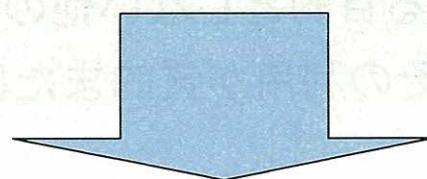
- 専門家より、(i)一般規定の導入は、表現の自由と著作権との間に衝突が起こった場合に、憲法判断を避けられる等のメリットがある一方、予測可能性が低下し、表現の自由に萎縮効果を及ぼすデメリットもあること、(ii)一般規定が本来利用者に認められる利用を確認するものであれば憲法29条3項の補償は不要であること、等の意見を聴取。

3 仮に一般規定を導入するとした場合の検討課題について

(1) 一般規定の内容等

権利制限を求められた利用類型の分類

- ヒアリングで出された事例を分析した上で、利用行為を分類。



- 次のように分類するのが適当であるとの意見が大勢。

- ① いわゆる「形式的権利侵害行為」（利用の質または量が軽微であり実質的違法性がないと評価される行為）
- ② いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するか否かはともかく、その態様等に照らし権利者に特段の不利益を及ぼさないと考えられる利用
- ③ 既存の個別規定の解釈による解決可能性がある利用
- ④ 特定の利用目的を持つ利用
- ⑤ その他

① いわゆる「形式的権利侵害行為」
(利用の質または量が軽微であり実質的違法性がないと評価される行為)

- いわゆる「形式的権利侵害行為」を一般規定による権利制限の対象とすることにより、利用者側の萎縮効果を抑止できるため、以下の利用を一般規定による権利制限の対象とすることが考えられるとの意見が大勢。

A その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付隨的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

例) 写真や映像の撮影に伴ういわゆる「写り込み」

要件等、著作者人格権との関係

- Aの利用類型を一般規定の対象とするとしても、具体的な態様により権利者の利益を不当に害する可能性が否定できない。
⇒ 著作物の種類、用途、利用の態様等に照らし社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを要件とすべきとの意見が大勢。
- 著作者人格権との関係については、特に公表権の問題を考慮する必要がある。

② いわゆる「形式的権利侵害行為」と評価するかはともかく、その態様等に照らし著作権者に特段の不利益を及ぼさないと考えられる利用について

- 本ワーキングチームでは、以下の利用は、一般規定による権利制限の対象とすることが考えられるとの意見が多かった。

※なお、B、C共に一般規定による対象とすべきでないとの意見もあった。

B 適法な著作物の利用を達成する過程において不可避的に生ずる当該著作物の利用であり、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの

例) CDへの録音許諾を得た場合におけるマスター・テープ等中間過程での複製、著33条1項に基づく教科書掲載に関し、教科書作成過程での複製等

C 著作物の表現を知覚（見る、聞く、読む等）するための利用とは評価されない利用であり、当該著作物としての本来の利用とは評価されないもの

例) 技術検証のための複製等

⇒ 研究開発分野や情報の複製等を不可避的に伴うネットワーク産業の分野等に特徴的なものであり、利用者側の萎縮防止にも一定程度資すると考えられる

要件等、著作者人格権との関係

- 著作物の種類、用途、利用の態様等に照らし社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを要件とすべきとの意見が大勢。
- Cに関し、対象とする支分権、著作物の種類（プログラムの著作物の取扱）につき考慮する必要があるとの意見があった。

③ 既存の個別規定の解釈による解決可能性がある利用について

- 裁判実務において、個別規定の解釈の工夫や民法の一般条項の活用等により妥当な解決が図られていることから、これらの利用は個別規定の解釈に委ね、一般規定の対象とする必要はないとの意見が大勢。

※ 個別規定の中には要件が詳細に定められているため柔軟な適用が困難なものがあるため、要件を緩和（抽象化）する方向で見直しをすべきとの意見もあった。

④ 特定の利用目的を持つ利用について

障害者福祉、教育、研究、資料保存といった目的の公益性に着目した利用

- 既存の個別規定の関係を慎重に考慮する必要があり、必要に応じて個別規定の改正、創設により対応することが適当であるとの意見が大勢。

パロディとしての利用

- 「パロディ」の概念、表現の自由との関係、同一性保持権との関係等を慎重に検討する必要があり、必要に応じて個別規定の改正、創設により対応することが適当であるとの意見が大勢。

⑤ その他

- 例えば、①から④のいずれにも該当しない企業内の利用等については、権利制限の必要性を慎重に検討した上で、必要に応じ個別規定の改正、創設により対応することが適当であるとの意見が大勢。
- なお、他人の著作物利用行為に何らかの形で関与する行為（例：番組録画転送サービス）については、間接侵害の問題であるとの意見で一致。

(2) 関連条約との整合性

一般規定を導入する場合には、ベルヌ条約等のいわゆるスリーステップテスト（(i) 特別の場合、(ii) 著作物の通常の利用を妨げない、(iii) 著作者の正当な利益を不当に害しない。特に第一ステップ）に係る判断基準に留意する必要があるとの意見で一致。

(3) 強行法規性

個別規定と同様の考え方が妥当し、いわゆるオーバーライド契約の有効性の判断に当たっては、一般規定の趣旨等を総合的に勘案して対応することが必要であるとの意見で一致。

(4) 刑事罰との関係

刑罰を定める法は、憲法31条（罪刑法定主義）に基づき、内容の明確性が要請される（明確性の原則）ので、一般規定の導入の必要性、仮に導入する場合の内容等の検討に当たっては、明確性の原則に十分留意する必要があるとの意見で一致。

(5) 実効性・公平性担保のための環境整備

懲罰的損害賠償制度やクラスアクション制度等の新たな法制度の導入については、慎重に検討すべきであり、一般規定と併せてこれらの制度の導入が必要とはいえないとの意見で一致。